

岡山県造林事業実施基準

平成19年4月2日 治第55号
最終改正 令和4年7月21日 治第270号

造林事業の実施にあたっては、岡山県造林事業補助金交付要綱（昭和48年7月23日付け、治第867号）、岡山県造林事業実施要領（平成19年4月2日付け、治第53号。以下「実施要領」という。）、造林事業調査要領（昭和53年7月20日付け、治第359号）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け、13林整整第882号）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け、14林整整第580号）、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け、12林整整第718号）の別紙「長期育成循環施業整備実施方針」及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け、21農振第2453号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け、21林整計第336号）によるほか、この実施基準によるものとする。

1 樹下植栽等

(1) 複層林改良について

- ア 植栽は、稚幼樹発生が少ない場合に行う。
- イ 萌芽整理は、シイタケ原木等の健全な育成を促すために行う。

(2) 天然下種更新及び改良Bにおける地表かき起こしについて

- ア 更新の完了にかかる基準は、9の(4)のア及びオの規定を準用するものとし、当該規定中「伐採区域」を「地表かき起こし区域」に読み替えて適用するものとする。
- イ 実施要領第1の1の(2)のキに定める更新状況の報告については、様式2号（以下更新状況報告書という。）によるものとする。
- ウ 更新完了の確認については、県民局長は、更新状況報告書によって確認するものとするが、必要に応じて現地調査により確認する。

2 下刈り

10月以降に下刈りしたものは、原則として補助対象としない。

3 雪起し

雪起しは、テープ等の資材を使用する場合とし、根踏みによる雪起しは補助対象としない。

4 枝打ち

3齢級以上を対象とし、環境保全要領第1の1の(1)のカに定める齢級までとする。実施枝打ち幅は1m以上とする。

5 除伐

- (1) 3齢級以上を対象とし、環境保全要領第1の1の(1)のキに定める齢級までの林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。
- (2) 不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育を妨げるものをいう。）を全て除去する場合に補助対象とする。

6 保育間伐

- (1) 3 齡級以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のクに定める齡級まで又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。
- (2) 主林木の伐採率は概ね30%（本数率）以上を標準とする。
ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から概ね30%未満とすることが適切であると判断される場合は、概ね20%以上伐採する場合に補助対象とする。
- (3) 実施要領第 1 の 5 の（1）のカに規定する平均胸高直径調査表は、主林木（次回の間伐又は主伐まで残される木）及び副林木（今回伐採（不良木淘汰）される木）を調査対象とし、施業実施前に施行地内の標準地とみなされる任意の場所に100㎡を基準として区域を設定し作成する。
また、標準地の設定箇所数は、施行地の面積により原則として次のとおりとする。
ア 1.0ha未満の場合は、1 箇所以上
イ 1.0ha以上の場合は、2 箇所以上
- (4) 前項の調査表作成において、標準地の区域が判別できるようにしておくとともに胸高直径を計測した立木のすべてに計測位置及び番号を木材チョーク等により明記し、現地調査時に確認できるようにしておくものとする。

7 間伐

- (1) 3 齡級以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のケに定める齡級までとする。
- (2) 間伐率は、概ね30%（本数率）以上を標準とする。
ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から概ね30%未満とすることが適切であると判断される場合は、概ね20%以上伐採する場合に補助対象とする。

8 更新伐（長期育成循環施業を除く）

- (1) 更新伐（長期育成循環施業を除く）は、森林法第10条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齡以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のコに定める齡級までとする。
- (2) 整理伐（松林保護樹林帯造成で実施するものを除く）は、不用木の除去、不良木の淘汰を立木本数（胸高直径10cm以上の樹木）の概ね70%以上行うものとする。
- (3) 受光伐は、複層林の上層木の一部除去により光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な生育を図るために行うものとする。
- (4) 更新の完了にかかる基準は、9 の(4)のア及びオの規定を準用するものとする。
- (5) 実施要領第 1 の 1 の(3)のイの(ウ)に定める更新状況の報告については、様式 2 号によるものとする。
- (6) 更新完了の確認については、県民局長は、更新状況報告書によって確認するものとするが、必要に応じて現地調査により確認する。

9 長期育成循環施業について

- (1) 更新伐については次のとおり実施するものとする。
ア 10 齡級以上の単層状態の人工林を複層状態にし、循環林型を形成する段階まで行う（下層木の更新・成長のための上層木の伐採（密度管理）を「更新伐」とする。
イ 更新伐の実施方針については別紙による。
ウ 伐採の方法は、定性によるほか、群状、帯状、列状によることもできる。
エ 定性による場合は、被圧木や劣勢木、曲木を優先して行うものとする。
オ 誘導伐において伐開幅が 7 m以下のものは列状とし、7 mを超えるものを帯状とする。
カ 群状及び帯状等の抜き伐りに係る伐区の大きさは、協定等の対象となる森林区域を単位とし

て、残存木の間隔が樹高（上層木）の2倍以下とする。なお、左右で樹高が異なる等の場合においては、平均樹高の2倍以下とする。また、谷及び尾根等で樹高が大きく異なる場合にあつては、最高と最低の平均を樹高とする。

キ 群状及び帯状の場合の1伐区の面積は、0.10ha未満とする。

ク 実施要領第1の1の(7)のエの(オ)について、樹種の転換を図る場合にあつては、将来の目標樹種の材積とし、複数の樹種を混交する場合にあつては、混交歩合により材積を算定する。この場合にあつては、森林所有者が市町村長に提出する同意書及び長期育成循環施業協定（以下「協定等」という。）の別紙2の維持すべき立木材積欄に将来の目標樹種等として（ ）書きで樹種、混交歩合及び樹種別材積を記載するものとする。

ケ 実施要領第1の1の(7)のエの(カ)に規定する「下層木の健全な成長」とは、年間20cm以上の樹高成長とする。

(2) 更新については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 更新の実施方針については別紙による。

イ 単層状態の森林における更新伐は下層木の更新を前提とし、更新は、人工造林（樹下植栽及び播種）もしくは天然更新（天然下種及び萌芽）による。

ウ 別紙に定める「森林の状態等から確実な更新が見込まれる場合」とは、林縁及び林内に天然下種により発生したスギ・ヒノキ等の稚幼樹があり、更新伐の実施によって林内にスギ・ヒノキ等の稚樹が発生し又は広がると見込まれる場合のほか、林床植生として広葉樹がある場合、切り株等からの広葉樹の萌芽が見込める場合等をいう。

エ 実施要領第1の1の(7)のオの規程にかかわらず複層状態にある林分において単木による更新伐を行う場合、疎開される1箇所当たりの空間が9㎡未満の場合にあつては、更新に必要な措置は必要ないものとする。

(3) 樹下植栽のha当たり植栽本数は、実施要領第1の1の(1)に定める皆伐による植栽本数に更新伐の伐採率を乗じたものを基本とするほか、市町村森林整備計画に定める植栽本数を基準として伐採率を乗じることもできる。ただし、市町村森林整備計画に定める植栽本数が実施要領第1の1の(1)のただし書きの本数（以下「疎仕立て」という。）未満の場合は補助対象としない。

(4) 更新の完了等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 樹下植栽以外の更新完了の基準は、疎仕立ての植栽本数の概ね2倍以上の本数を稚樹等のha当たりの成立本数とし、伐採区域の概ね80%以上の区域において、単位面積当たりの成立本数以上の稚樹等が概ね均等に成立している場合とする。なお、成立本数のカウントにあたって樹高50cm以上の稚樹等にあつては、2倍するものとする。

イ 更新完了の確認については、市町村長は、更新伐の実施事業地について更新伐実施の翌年度から起算して2年目の9月末までに更新に必要な措置がなされているかどうか、台帳等により確認する。

ウ 措置されていない場合（ただし、台帳等による確認ができない場合を含み、樹下植栽又は長期育成循環改良の2年以内の実施が図られるものを除く。）、県民局長、市町村長及び事業主体又は代理申請者は、現地調査を行い、更新に必要な措置の有無、天然下種等による「確実な更新が図られると知事が認めた場合」に該当するか判断するものとする。

エ ウの結果、「確実な更新が図られると知事が認めた場合」等に該当する場合は、調査結果を台帳に整理するものとする。

また、ウの結果、「確実な更新が図られると知事が認めた場合」に該当しない恐れのある場合は、市町村長は更新伐を行った翌年度から起算して2年以内に更新に必要な措置を取るよう指導するものとする。

オ 2年以内に更新に必要な措置が取られなかった場合には、県民局長は環境保全要領第5の5の(1)のオに基づき補助金返還に必要な措置を行うものとする。

(5) 台帳については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 長期育成循環施業は長期間にわたり施業が実施され、台帳による施行地の管理等は、協定内容等の実施状況の把握、遵守、適切な森林施業の遂行等の観点から必要不可欠であるので、市町村長はその調整等に努めるものとする。

イ 同意の取付け又は協定の締結を行った市町村長は、様式1号の台帳を作成するものとする。

ウ 台帳を作成した市町村長は、協定等を締結した森林所有者等に1部送付するとともに、県民局長に写を1部提出するものとする。

エ 森林所有者等は、補助事業実施後市町村長に事業の実施状況を報告するものとする。

オ 報告を受けた市町村長は台帳の調整を行うとともに、必要に応じて協定等の遵守について指導するものとする。

カ 森林所有者等からの報告がない場合は、補助事業主体等から情報を集め台帳の調整を行うとともに、必要に応じて森林所有者に協定等の遵守について指導するものとする。

キ 台帳の調整を行った市町村長は、翌年度の6月10日までに記載箇所を明示した台帳の写しを県民局長に提出するものとする。

ク 市町村が長期育成循環施業を行う場合にあっても、台帳を作成し県民局長に写しを提出するものとする。また、事業実施後、台帳の調整を行い県民局長に写しを提出するものとする。

ケ 台帳の記載事項に変更があった場合も同様の取扱とする。

(6) 長期育成循環施業については、指導及び査定の適正化を期するため、樹高及び材積について極力事前調査を行うものとする。

附 則

1 この実施基準は、令和4年度2・四半期事業から適用する。

2 令和3年度森林環境保全整備事業費補助金及び令和3年度農山漁村地域整備交付金により実施する事業については、なお従前の例による。